

## 聞き書きと人権侵害——立松和平対策事務所の10年

A Collection of Narratives as a Cause of Human Rights Violations :  
a record of ten-year struggle against Mr. TATEMATSU Wahei, a writer.

安 溪 遊 地 (あんけいゆうじ)

Yuji ANKEI

### はじめに

私は、南島やアフリカの「人と自然」をテーマとする地域研究の論文執筆のかたわら、1980年代に入ってから、聞き書きや「話者が筆を執る」という試みにも深い魅力を感じるようになりました。現在までに発表した聞き書きは、400字づめ原稿用紙に換算して2000枚を越えています(安溪遊地・安溪貴子、2000『島からのことづて——琉球弧聞き書きの旅』葦書房、参照)。それらの聞き書きの中では、聞き取り・まとめ・公表の各段階で、必ず話者(または遺族)への説明、下原稿の提示と修正、そして公表への最終的合意を得ることに努めてきました。

ところが、聞き書きという営みは、上記のような細心の注意をはらっても、なお話者への深刻な人権侵害の引き金になることがあります。そのことを、列島最南端の八重山地方のある島に住むA子さん(仮名)の聞き書きを例として考えてみましょう。

この文章を部分的にであれ引用なさりたい場合は、必ず事前にメールで著者(ankeiyuji@yahoo.com)に了解を求めてください。A子さんと相談のうえ、回答いたします。この報告のために、すべての資料を提供して下さった、A子さんにご家族に感謝申し上げます。

### 話者A子さんのショックと怒り

八重山のある島でA子さん(仮名)にお会いしました。そうして聞かせていただいたとおきのお話を、ご本人との数度にわたる原稿のやりとりによって編集して、1991年10月にまとめたのが、A子さん述、安溪遊地・貴子編の「人と自然と神々と」という冊子でした。それが、

あるいきさつで作家の立松和平氏の手にわたりました。

立松氏は、A子さんも私たちが知らないうちに、A子さんと私たちの共同作品である「人と自然と神々と」を大幅にとりこんだ文章を2つの雑誌に書いていたのですが、それらをさらに単行本に収録したところで、島の人々やまわりまわってAさんが知るところになりました。A子さんは、そのショックと怒りから人事不省となって倒れてしまったのでした。それは、警戒していた人物に、自分のプライバシーを実名入りで書かれてしまったという、もっとも恐れていた事態が現実になったことの結果でした。さらに自分の一部であるとAさんが感じている聞き書きを、立松氏が勝手に書き直しているということもショックを深くしました。1992年9月下旬のことでした。

いったい、立松氏が何を書いたのか、詳しく知りたいとお思いの読者の方もおられることでしょうが、問題の文書をそのままここに引用することは、初出から10年を経た今日でもA子さんに大きなショックを与えることは間違いないと思われまので、できないことなのです。

### はじめは低姿勢だった立松氏

島からの電話の翌日、立松和平氏から私に電話がありました。ずいぶん取り乱してあわてた様子の電話でした。用件は、自分が書いたもので、A子さんをひどく傷つけてしまったこと。なんとか関係を修復したいが、どうしていいかわからない、という相談でした。「非は、明らかに自分にあるので、できることは何でもしたいと思っています。」というのが、しめくくりの言

葉でした。

### 編集者としての怒り

ところが、実際にその記事を目にした私と妻はびっくり仰天しました。

まず、私生活をこんなふうにかかれたら、私や妻にはとても我慢ができないだろうとおもいました。まして島の名前と実名入りです。

問題の出版物の中に、立松氏は、私と妻が編集した聞き書きをたくさん使っていました。あとで数えてみたら、2つの記事のうちのひとつは、なんと字数の8割近くが私たちのまとめた記事を利用して書いたものでした。そんな安易な態度で文章を書いてお金もうけをしてきたのかしら、この人は？立松氏も気がひけたのか「長い引用をお許してください」と書いています。しかし、引用でない自分の文章として書いてある「地の文」にも私たちの文章を適当に変えて使ったものであり、その部分は例えば次のように盗作といってよいものでした。

### 立松氏の文

「このブーにも藍にも、神様が住んでいる。いきなり近づいていったら神様が驚くから、とらせてもらう前にはなんらかの合図をしなければならぬ。石を投げてもいいし、声をだして咳払いをしても、歌を歌ってもいい。これをしないで神様が驚かすと、ブーの繊維はすぐに切れてしまうし、藍は染らない。

神様が怒りくるったなら、人の暮しは破壊されてしまう。地震が起るかもしれないし、津波がやってくるかもしれない。」

### A子さんの語りの原文

織物の原料のブー（苧麻）にも染める原料のアイにも、神様がいらっしゃる。染物や織物の材料にアイやブーを取る時、いきなり行ったらアイやブーにいらっしゃる神様が驚くの。なんらかの合図をして寝ている神様を起こしてから近づいて行って、取らせてもらわないといけぬ。それは、ポンと石を投げてもいいし、オーイと言っても、咳払いしても、歌をうたってもいいの。……神様が驚かれると、木が枯れてし

まったりするのよね。ブーならすぐ切れるし、アイなら染らない。……神様がしっかり眠ってくださらないと、私たちの暮しもうるおわない。神様の心の平安が必要というわけ。もしも神様が怒りくるわれたら、こりゃあ地震とか津波とか噴火とかには限らないけれど、それこそえらいことになるわ。

立松氏は、盗用するだけでなく、この島の荒ぶる神々の力を「かもしれない」程度のもので矮小化しているとA子さんは怒ります。

### 抗議の手紙（1992年9月30日）

この一件でA子さん側は、プライバシーの侵害を中心に抗議されました。編集に携わった私は、立松氏の文章が盗用にあたるという立場から、出版物の回収を求めることにしました。A子さんの家族からくわしい状況を電話で聞いたあと、立松氏に手紙を送りました。本文に添える追伸には次のように書きました。

「立松さん、この手紙は、形としては、私どもの権利の侵害に対する抗議として書かれていますが、もっとも大切に思っていることは、あなたの行為によってA子さんが受けられた衝撃をいかにして回復するか（すでに起ったことをもとにもどすことは、元来不可能なことではあります）」という点にあります。

このたびの経験に学ばれて、真に地元の、そして世界の人々から受入れられる創作活動を長く続けられることを祈って、筆をおきます。」

### 立松和平事務所員の暴言（1992年10月）

さて、手紙が着いたころ、私から立松和平事務所に入りました。ところが返ってきたのは、次のようなマネージャーの言葉でした。

柴田氏「あなたの手紙に書いてある内容は何のことやらまったく意味がわかりません。あの小冊子の著作権は誰にあるかと思っただけです。そもそもあなたにはああいうことを言い立てる権利はまったくないんですよ。この件については、立松にかわり、今後いっさいマネージャーである私に対応することになりました。だいたい、こっちは海外出張もあつてものごく

忙しいんだ。こんなくだらないことにいつまでも関わっている暇はない！」

弁護士などと相談の上での掌を返したような対応だろうと想像はできましたが、立松和平事務所側のこうした無礼な対応に、私達は非常な憤りを覚えました。

### 「無断引用」と著作権の侵害について

立松氏への手紙で私が使った「無断引用」という言葉は、ほぼ1年後に立松氏自身によって、本来「盗作」というべき行為の身勝手な言い換えとして使われることとなります（後述『光の雨』事件）。私が指摘したのは、どこから引用したと明記してあって、たとえ語句の書き換えなどがなかったとしても、あまりにも大量に引用することは、原著者の権利の侵害にあたるのではないかと、いうことでした。

A子さんと私たちは、島につたわる精神世界のすばらしさの記録を島の方々が読めるようにするために冊子を作ったのであって、物書きの金もうけの材料を提供するために骨をおったわけではなかったのです。後に立松氏に要求して返却させた冊子には、勝手に自分の文章にとりこんだ箇所以外にも、随所に鉛筆で線が引いてありました。私たちが気付いて止めなければ、立松氏はこうした盗用行為をくりかえすつもりだった、とも考えられます。

また、著作権には、ふつう考えられている「著作者がその著作物を独占的に利用し得る権利」以外にも、「著作人格権」というものがあります。これは、著作者の人格的利益を保護する権利で、公表権（著作物を公表するか否か、公表するとした場合にその方法および条件をどうするかについて決定する権利）、氏名表示権（著作者の氏名の表示をどのようにするかを決定する権利）、同一性保持権（著作物の内容や題号をかってに変えたり、削ったりさせない権利）の3種類があるとされています（この項は小学館の『日本大百科全書』から）。

今われわれが問題にしている立松氏の著作は、財産権としての著作権の侵害だけでなく、後者の著作人格権の侵害としての罪も大きいといわ

ねばなりません。ようするに、ことわりなしに勝手な方法で他人の著作物を商業雑誌等に掲載し、名前を出してほしくないというA子さんの実名を出し、内容を勝手に変えているのです。

### 招かざる客たちによる生活の破壊

A子さんが自然の素材を生かした染め織りと季節のめぐりに沿った暮らしをめざしていた生活の場に、招かざる客がひんぴんと訪れるようになりました。いきなり写真を撮ろうとする観光客、夜更けにやってくるぶしつけな訪問者。以前にはなかったことなので、いったいどこで知ったのか、と尋ねると、「立松さんの本で読んで興味をもちました」という返事だったので。A子さんは、そのような客がくるたびに体調をくずしてしまいます。このままでは静かな生活が破壊されてしまうというので、仕方なく工房の前に「見学おことわり」という看板を出しました。そこに書かれた文字は「立松和平対策事務所」でした。それまでのいきさつから、私も所員になりました。

### 「立松和平対策通信」第1号

その後A子さんは、実名で「立松和平対策通信」第1号を書き上げ、友人・知人に発送しています。また、知人の発行するミニコミにも掲載されました。以下はその全文ですが、ここでは島の名前とご本人の名前を伏せてあります。

平成4年の夏この島で有名作家によるプライバシー侵害事件が起き、現在に至るまで未解決のままになっています。

有名作家とは、立松和平氏です。

当工房に立ち寄り、固く取材活動をお断りしたにもかかわらず、こちらの知らぬ間に、3度にわたり活字化され、出版されました。全国版の2つの雑誌に実名入りで私生活を公表され、さらに著書（発行部数4千部の単行本）に採録されたのです。

その文章は、

①「人と自然と神々と」A子述・安溪遊地・安溪貴子共編（平成3年10月発行）の文章から多量に引用し、ある部分では内容をゆがめる書

き換えさえほどこされています。

②彼の文章中では、「A島はすばらしい、A子はすばらしい」とほめて書いているように装っていますが、実際のところプライバシーをあからさまに公表するものであり、羞恥に耐え難いものです。

③職業上の不信をかう、事実と反する不正確な文章があります。

④誤解されやすい写真構成になっており、しかも公表せず手許においておくと約束した写真を、単行本に使用しています。

その結果、日常生活の基盤が大きく崩れてしまいました。

まさしく筆の暴力というべきです。

立松氏の対応は、言い逃れと口先だけの空約束ばかりでとても誠意あるものとは思えず、「立松和平対策事務所」を平成4年11月24日に設立しました。

今年8月に、事件以来初めて来島した立松氏は、私共にたいしてまったく何の接触も求めることなく立ち去りました。これでいいのだろうか？ 有名人だから、作家だからといって、何を書いてもゆるされるのだろうか？ 法律的には網の目をくぐって罪に問われることがないにしても、人としての道義的な責任は問われないのだろうか？ こういう無責任な有名作家の金儲けのために、私たちの大切な島を手放しでさらけだしてしまってよいのだろうか？

私と同じ涙を流す人をこれ以上増やさないために、立松氏が筆による暴力を止めるまで訴え続けます。精神的に、肉体的に、経済的に、個人としての限界を超え、果てるときがこようと、訴え続けます。皆様のご理解とご協力を、心からお願い申し上げます。

知らないところで公表されます

拒否しても活字出版されます

ほめて書かれていてもその結果が良いことばかりとは限りません

抗議しても誠意ある対応が望めません

それは、あるときは、あなた自身かもしれません

## 初めてマスコミに書く (1992年12月)

そんなある日、沖縄の雑誌『新沖縄文学』からの原稿依頼がありました。同じ号に立松氏も執筆することを知って、私も書かせてもらうことにしました。八重山の人々が外からくる取材陣に対していただいている不信感を聞き書きにしたものでした。文中の「Tという作家」とは立松氏のことですが、立松氏からは、何の反応もありませんでした。

……1992年の夏、北海道・二風谷の「萱野茂アイヌ記念館」を訪れる機会がありました。萱野さんのお言葉は研究者のはしくれである私にとってたいへん厳しいものでした。「(前略)アイヌ側からはっきり言わせてもらおうと、シャモのそういう学者たちは、さもさも、来て寝たり食ったり泊ったり連れて歩いたりしたら、それで友達になったように一方的に思うけれども、アイヌから見てそんなに、ああいいなという、そういうふうには思ってはいません」(『アイヌ肖像権裁判・全記録』89頁、現代企画室)。

沖縄の場合も、よそものが「良いマレビト」などと自称する場合がありますが、恥ずべきことだと私は思います。台湾から遠くないある島を題材によくエッセーを書いているTという作家がいます。彼の最近の記事に実名で登場した島びとからの電話によりますと、取材を拒否したのに、知らない間に3度にわたってプライバシーを印刷・公表されてしまいました。被害者は精神的ショックから何日も寝込んでしまい、今も仕事が手につかない状態になっておられます。ひとつには、原稿の段階で当事者に見せて了解をもらう、という当然の手続きが無視されたためです。……

## A子さんから立松和平氏あての手紙

(1993年9月24日)

事件からほぼ1年が過ぎ、その間、立松和平氏からは手紙で約束されたことが何ひとつ実行されていない、という内容の手紙を、内容証明便で差し出しました。従来立松氏なら、黙殺してしまうところでしょう。ところが、その直後の10月5日に、彼が雑誌『すばる』に連載し

ていた「光の雨」なる小説に、連合赤軍の死刑囚の手記を盗用していたことがマスコミで大々的に報じられるということが起こり、事態は急変します。

1. 貴殿が、雑誌、単行本に不誠実な手段、内容の文章等を発表することにより当方に甚大な被害を齎してより1年有余が過ぎ去りましたが、貴殿および貴殿の事務所所属の柴田氏と当方との間で確認されている貴殿の不始末の事後処理についての約束が何ひとつ履行されておられません。

1. この間、貴殿側からの働きかけとしてあったのは、当方より貴殿宛にかけた電話料金を請求するように、との書簡1通が届いただけです。

1. 伝え聞くところによると、貴殿は本年8月頃、数日間に亙り当地に滞在していたとのことですが、当工房に又当方に対する謝罪はおろか、何の接触も求めて来ませんでした。

1. 右の事実を総合するなら、当方としては貴殿が次の諸点について自らの責任を回避し黙殺する態度にでたものと解釈せざるを得ません。即ち、

① 当方の受けた損失、被害への償いについて、

② 当方より入手したパンフレットからの、貴殿の著作への無断引用、改竄の事実に対する責任の明確化について、

③ 「自分の文章の中でも最高のもののひとつと思う」と自己評価した作品を削除し、他の作品に差し替えて発行した、単行本の改定版の読者全てに対する責任について、の3点です。

1. つきましては、左記の点について、10月31日までに明確に回答することを要求します。

回答なき場合を含め、満足な回答が期日までになされない場合、法的な処置を求める手続きを開始することを通告します。各事項について具体的な措置方法は既に双方合意済みと諒解しております。

## 「光の雨」盗作事件の発覚

(1993年10月5日以後)

連合赤軍事件を題材にした立松和平氏の小説「光の雨」が、文芸誌『すばる』に連載されましたが、坂口弘死刑囚の著書「あさま山荘1972」と酷似した部分があることが指摘されました。この盗用に対して、立松氏は、すぐに「無断引用」を認めるとしたうえで、連載を中止し、謝罪文と引用個所の対照表を『すばる』誌上に掲載することになったのです。その後11月になって、こんどは、永田洋子死刑囚の著書「十六の墓標」とも酷似した表現があることが明らかになったという事件です。立松氏は10月6日に記者会見して「非常に安易だったと反省している」と謝罪しました。

しかし、坂口弘氏の代理人である伊東良徳弁護士は、『朝日新聞』の論壇(1993年11月26日号)において、立松氏が「無断引用」を認めますと言ったことに対し、次のように述べています。

「今回のように他人の文章を『自分の文章であるかのように』使用することは『引用』ではなく、『盗用』である。」

## A子さんから立松和平氏あての手紙

(1993年10月18日)

Aさんが立松氏にあてた1993年9月24日付けの内容証明郵便に対して、立松氏は私信を送ってきました。Aさんは、以下に抜粋で示す内容証明郵便(10月18日付け)を返信として出す中で、立松氏の文章をほぼ全文引用しながら、ひとつひとつ丁寧に答えています。立松氏の身勝手さと、立松氏の人権への無神経さによって自分と同じ涙を流す人々が絶えないことを知ったAさんの悲しみといきどおりがよくあらわれています。

10月5日、NHKニュースで報道された坂口弘氏の件が影響したものと推察しているが、1年以上も前の当方との約束は、公の場にもち出すことなく、また当方が無名の一市民であったため履行されず、NHKや坂口弘氏という高名な方相手になると対応が早くなったと解釈している。

この1年有余貴殿に求めた協力依頼に対して何ひとつ履行されてこなかったため、心身共に疲れ果てました。この間、当方と同じ被害が他に出来ないものかと案じていた。2度と貴殿が文筆家として同じ過ちをおかし、加害者になってほしくなかった。同じ涙を流す人を出してほしくはなかった。そんな心境の最中、10月5日、NHKの「すばる」休載報道の理由を知り、あまりのショックで6日夜には激痛、失神にいたり、急患ヘリコプターを要請するかという状況を迎えた。辛うじてもちこたえ、翌日急遽八重山病院に入院することになった。

貴殿の加害者意識の無さは既に昨夏の電話でのやりとりで感じていたが、2通の私信を眼前にしてみると「やはりそうではなかったのか」という諦観の気持ち以外何もない。

貴殿のご希望通り「なるべく早い御返事」なるものをこの先続けることとする。以下、貴殿からの私信の文章を「立」とし、当方からの返答を「A」として記してゆく。

立：小生今年8月末に娘とあなたの島にいったのは事実です。あなたのところに寄りなかつたのは、静かになったお心を乱すことになるといけないと思ったからです。

A：とんでもないことです。心静かになるどころか、予測された被害が次々とふりかかるばかりでなく、予測されなかつた被害まで何件もあり、貴殿の協力行動を1日も早くと待っておりました。

立：何の接触も求めてこなかったとお怒りですが、

A：怒りではなく悲しみです。

立：いたづらに騒がせるのは得策ではないと考えたためです。

A：いたづらに騒がせたのはあなた自身です。得策とは誰にとって得策なのだろうか？

立：あなたにとって迷惑だと思ったのです。

A：あなたが当方の痛みをほんの少しでも理解していたなら、そしてポーズではなく誠意のかけらでも持ち合せていたなら、行動しない為にどれほどの苦痛を相手に味わせているのか、そして迷惑とならない行動の仕方はどうしたら

良いのか、おのずから判断できていたはずですよ。この言葉は自らの怠慢をごまかすためとしても余りにひどすぎます。

立：あなたの工房に伺った時、私と同行のカメラマンが写真を撮るのをあなたは激しく拒みましたが、文章を書くことを禁止したとまで私は思わなかったのです。

A：確かにカメラマンに対して激しく拒みました。問題はその時点であなたに話したことです。「活字の恐ろしさを私は知っている。20年程前新聞に載ったことが今でも影響して困っている。だから慎重にしている。活字になると長年残るので、十分に信頼できると判断しない限り他人に任せることは避けている。単にPRになりますよと言われてもその気にはなれない。立松さんあなたに対しても同じですよ。報道の良し悪しを数えればきりはないが、例えば貴方の作品に登場する人物が私であるなら立腹する。また、いくら名を伏せていてもとり扱う事件の内容からして、誰かははっきり判る。だから無闇と報道されることは、困る」と強調したはずですよ。ところが、不確かなしかも実名での活字出版が3度にわたり繰り返されている。その日の来客3人はいずれも初対面であり、当方にとって警戒すべき世界の方ばかり。カメラマンに撮影を禁じて文筆家に文章化を許す道理はない。同行のカメラマンに対して激しく拒んだ後、あなたは決して公表せず手許で見るとして撮りたいと申し出、それならいいかと気を許したが、単行本に使われている写真はどのようなわけなのでしょう。

立：私はあなたの言葉を出典を明らかに表示して引用しました。

A：そうでない部分がかかなりある事実も認めてほしい。その上、言葉をおきかえたり削除することで小冊子の本来の意がそこなわれた部分があることも認めてほしい。

立：私の文章は決してあなたをおとしめるものではなかつたはずですよ、

A：とんでもない！大変に恥辱をうけた。明確にプライバシー侵害の箇所があったことにまだ気付かないのだろうか？

立：しかし、文で人を傷つけてしまったのか

と私自身反省するところがあり、謝罪の意味を込めて単行本の改訂版をだしました。

A：ペンで人は殺せる。自らの意志でなく当方の執拗な要求で渋々改訂版を作りしかしかも被害をなるべく小さくくい止めるため1日も早い初版の回収をお願いしたにもかかわらず目先の欲のため(?)引き延しをはかり回収どころか全数売切れるのを待って改訂版を出すというやり方のどこが謝罪になるのだろうか?しかも、私に関する文章が何故初版から削られたのかその理由を知りたいという質問せめ、有名人にとりあげられて何が不満かという非難で、社会生活に支障をきたし家庭生活は乱れに乱れてしまった。社会的にも不信をかい、また朝早くからの来客、工房へ深夜に押しかけてくる客という状況がおわかりだろうか?

これ以上文で人を傷つけない為にも文筆家をやめるよう勧める。当方に対してだけでも幾度傷つけてきたかを思うと、被害を経験した者として、世のため人の為、是非筆を折るように心から勧める。

当方と同じ類の涙が全国至る処で流されている事実を確認した以上、これ以上泣く人を増やさぬために、平成4年11月24日をもって「立松和平対策事務所」を設立した。

この世に貴殿の書いた忌まわしい文章が一部でも存在する限り、立松和平対策事務所は存在してゆくことを宣言する。

#### 地元新聞で注意を喚起する(1993年11月)

私は、立松和平対策事務所の所員となりました。そしてのらりくらりと口約束ばかりの立松氏の姿勢を問うために、名指して地元石垣島の2つの新聞に投稿することにしました。コピーをご本人に送りましたが、いずれも紙上でのお返事はありませんでした。以下は、その抜粋です。

#### 筆の暴力——立松和平氏の執筆姿勢を問う (『八重山毎日新聞』1993年11月4日号)

……A子さんからの要求で内容証明郵便として書き改められた立松氏からの10月16日付けの返信には、「わたしの文章は決してあなたをおとしめるものではなかったはずですが……」とあ

ります。ここに彼の執筆姿勢の根本的な誤りが凝縮しているのです。一生懸命ほめて書いたのに文句が出るとは心外だ、という態度です。しかし、プライバシーや著作権を侵害し、不正確な記述で当事者に被害を及ぼす文章を発表することは、いかにほめたつもりでも許されるはずがありません。

それでは、人権を侵害せずに地域に取材した執筆活動をすることは不可能なのでしょうか。実は次のような簡単なことなのです。①取材の許可。②公表前の下原稿を当事者がチェックして誤り等がないかを確認。③公表の許可。④公表されたらすぐに当事者に送る。この条件が満たされない取材はきっぱりと断る。この取材の原則が守られていれば、今度のような事件は完全に防げたはずです。……

#### 取材される側の人権は?——立松和平氏に問う (『八重山日報』1993年11月16日号)

「琉球弧の人と自然——そのかわりの歴史」を主なテーマに研究を続けるうち、いつのまにか19年たってしまった。……話者と膝をつきあわせての編集作業。それを通して調査や取材を「する、される」という関係からしだいに解き放たれていく。八重山のある島では、自然の素材を生かす染織をめざしておられるA子さんの語りを、約半年かけて編集し、冊子に仕上げたA子さんにさしあげたことがある。開発が進む中で、大いなる自然を神々の姿として敬ってきた島の魂ともいえるべきものがみるみる失われようとしている。それを悲しみ警告する気持ちを大切な島の人々に直接に届ける手段になれば、というのがA子さんと私達の共通の願いだった。

そんな祈りにも似た生活を送っているA子さん宅を、作家の立松和平氏が訪れたのは昨年夏のことだった。……

書いたことや話したことは、あくまでも本人のものである。他人がそれを公表することは、よほど慎重でなければならない。私は、『池間島民俗誌』(未来社)を書いた故・野口武徳氏にならって、聞き書き、論文を問わず、事前に話者(か御遺族)に下原稿を見ていただくことにしている。その結果、公表をまったく断念するこ

とも稀ではない。

立松氏は、忙しすぎてとてもそんなことはやっていられない、というのかもしれない。多忙であることが、世の中の約束ごと（盗作しない、プライバシーを侵さないなど）を破る口実になるはずもないのだが。庶民の味方を装いながら、反論の機会をもたない人々の人権を犯すことがあったこれまでの執筆態度の非を率直にお認めになるべきであろう。これを機に人権感覚をみがく修業をされ、安易なメッセージの発信を慎まれるべきだと思う。本紙上での立松和平氏の回答を求めたい。

### 『週刊金曜日』でのやりとり

(1993年12月～1994年1月)

全国的に読まれるものとして創刊間もない『週刊金曜日』を選びました。声の欄に「立松和平氏、沖縄で筆の暴力」として投書しました（『週刊金曜日』第7号）。次の第8号には、立松氏による長大な反論が載りました。「まれびとの立場」と題して、見開き2頁全部をつぶした文章です。その厚顔無恥な内容を読んで、A子さんは、「怒りを通り越して青ざめ」ながら、再反論を書くことを安溪に依頼されました。

そこで、大急ぎで「立松和平氏の『まれびとの立場』の盲点」を書きました（『週刊金曜日』1994年1月14日、第10号）。

……立松氏の興味深いお話に抜け落ちている視点を手短かに指摘したい。

A子さんの語りを私が編集した冊子から、出典を明らかにして引用した、と立松氏は言う。ある服飾関係の雑誌に掲載された本文109行からなるエッセーのうち、29行はたしかに、私の編集した文書からの「出典を明らかにした引用」だった。しかし、そのほかの、引用部とははっきり区別され、立松氏が、「地の文」つまり自分の文章として書いている所の中に、15行にわたって次のような部分がある。（中略）

立松氏は、自分の文章のこの部分が、私の編集した文書の影響をうけていることは明らかだと最近になって言いだしている。しかし、一般の読者には、立松氏がA子さんと独自にインタ

ビューした結果をまとめた文だと思えるように書かれていることは否定できまい。

……これまでの執筆活動がほめていても人を傷つけることがあったということを反省して、順次現在の仕事の仕方を止めていく、という決意が表明されている点は、評価すべきことだと考えている。立松氏の今後の行動を、じっと見守らせていただくことにしよう。

ただし、次の1点だけは、どうしても指摘しておかねばならない。個人のプライバシーは、他人が決めるものではないということだ。地域研究者としての反省を表した次の文章が参考になろう。「プライバシー保護の問題の本質は、本人が知られたくない情報が他人によって公表されることから個人を保護することにある。『知られたくない』情報が何かは文化や個人によってかなり多様であり、個々のケースによって異なる可能性も大きい（上野和夫「調査研究とプライバシー」『民族学研究』57巻1号）。」……

### 「まれびとの立場」に対するA子さんの手紙 (1994年2月ごろ)

あなたが、私と私の家族にもたらした、文章による生活崩壊の始末のつけ方、確かに拝見致しました（2つの雑誌と『週刊金曜日』にそれぞれ掲載された文章）。

正直申しまして、私は今深い悲しみと共に新たな怒りがこみあげてくるのおぼえます。

……あなたが『週刊金曜日』に書かれた「まれびとの立場」と題する文章の中でことさら安溪遊地氏をあなたと同列の立場におこうと強調なさっておいでですが、全く違う点をここで明らかにさせていただきます。

安溪氏がこれまで発表なさった文章の全ては（「人と自然と神々と」を含めて）事前にその内容を私達に伝えて頂き、諒解を求めた上で、活字化しているものです。私達の意見に従って、書直すなり、あるいは削除するなりした上で発表なさっているのです。ですから文章（活字）によるありうる被害を可能なかぎり排除すべく苦心なさっており、決してあなたと並列される様なものではありません。

私達はもうこれ以上、あなたに協力を求める



のが無駄な努力であるとはっきり悟りました。誠意のなさも痛感しました。

……1日も早くあなたが口先だけではなく、ご自分でおっしゃってる通り、己の文章の罪深さを自覚し、人を傷つけることによって自らの糧を得るという業から解放され、心の平安を得られる日が訪れますように。私達も心からお祈り申し上げます。

### 立松氏が石垣島の市民大学学長に？

(2000年11月11日)

『光の雨』盗作事件のあと、しばらくなりを潜めていた立松和平氏は、現在「奇跡の復活」ととげたかのように、創作にテレビに、講演にと大活躍中ようです。学問の世界なら、1度でも盗作をしたらその人物の再起は不可能です。立松氏の不死鳥のような活躍ぶりには感心させられるばかりでした。

ところが、突然、私どもにも火の粉が降りかかってくることになりました。石垣島で県内初の市民大学が計画されることになり、こともあろうに立松和平氏をその学長にというのです。

実はA子さんは、立松氏の書いた記事のせいで工房を訪れる心ない訪問者があまりにも多いことに耐えかねて、工房をたたみ、数年前石垣島に転居しておられたのです。目の前にあの立松和平氏が登場することを考えただけでも、平静を保つことはできなくなりました。

こんな計画を放置しておくことはとうていできません。出来る限りの努力をしてみよう、と私たちは思いました。私とA子さんは、それぞれ、石垣市民大学準備委員会実行委員あてに、学長人事の撤回を申し入れる手紙を書きました。しかし、一度依頼したものをこちらから辞退してほしいとはとうてい言えない、という回答でした。そこで、立松和平対策事務所として、立松和平氏に学長辞任を勧告する多くのファックスを送るということにしました。たくさんの方々に、立松氏もこれはまずいと思ったのでしょうか。11月末までには、本人から市民大学の事務局に学長辞任の意向が伝えられたそうです。そして、2001年1月、新しい学長に永六輔さんが就任されること、また大学の正式名称は、

「日本最南端・いしがき市民大学」に決まったことも発表されました。立松氏だけはこまるという思いで取り組んできた私たちにとっては、まことに喜ばしいことでしたので、安溪が石垣島の新聞に投稿させていただきました。

### 永六輔さんのいしがき市民大学学長就任を歓迎する（『八重山日報』2001年1月26日号）

「日本最南端・いしがき市民大学」の学長に、このたび永六輔さんが就任された。……

話は20世紀にもどって恐縮だが、昨年末に作家の立松和平さんが「一身上の都合」で市民大学の学長を辞退することが発表された。いったい何があったのだろうかと不審に思っておられる方も多いと思う。学長辞任劇の当事者のひとりとして八重山の皆様に事情をご説明しておきたい。

私は、この10年近く、立松氏の筆の暴力に対してプライバシー侵害の被害者とともに戦い続けてきた。

そんな人物が沖縄県初のはえある市民大学を利用して名誉回復を図ろうとするのを黙ってみすごすわけにはいかない。このままでは、また書かれる側、取材される側の被害者が八重山から出る……。ペンが人を殺すような事態を未然に防ぐために、石垣島在住の被害者の方々とともに私は立ち上がることになった。

具体的には、立松和平事務所にあてて、立松さんの筆の暴力の被害者を中心に結成した「立松和平対策事務所」の所員として、心ある方々とともにファックスを送って立松さんの学長辞任を勧告したのである。……

いしがき市民大学が永六輔学長のもとで、新しい世紀にふさわしい豊かな学びの場となるよう、できるかぎり応援させていただきたいと心から願っている。

### おわりに

この稿を閉じるにあたり、地域にかかわる者としての自戒をこめて、A子さんの悲しみの言葉引用しておきます。

「種子をまくことは誰にもできる。大変なのは

草取りと収穫。そして、いちばん難しいのは、かきまわされて荒れた土をもとに戻すこと」

筆の暴力による人権侵害と生活基盤の破壊がなくなる日まで、立松和平対策事務所は活動を続けるでしょう。そして、少なくともA子さん

とご家族のみなさんが、平穏に生まれ島で暮らせるようになる時が来るまでは、私は立松和平対策事務所の所員を辞任することが許されないのだと肝に銘じています。

(2001年12月)

## A Collection of Narratives as a Cause of Human Rights Violations : a record of ten-year struggle against Mr. TATEMATSU Wahei, a writer.

Yuji ANKEI

This is the summarized record of a 10-year conflict between a local Japanese woman and Mr. TATEMATSU Wahei, a famous writer. Ten years ago, the author and his wife stayed on an island in southernmost Japan, where they met with the woman. She narrated to them the islanders' animistic cosmology and the local wisdom that had been handed down through generations. They agreed to work together, and printed the narratives to be read by the islanders. Later, Mr. Tatematsu visited the island, obtained the pamphlet, and made use of it. He published articles using her narratives including her name and the name of the island. However, because the narrator and the editors were not informed, they unanimously protested to him about such an abuse of their work. Further, the woman could no longer continue her work of dyeing and weaving textiles because of the increase of the tourists wishing to see her. Knowing that these visitors were guided by the book written by Mr. Tatematsu, she and the editors demanded a withdrawal of the copies of his book to stop the violation of their human rights of privacy and copyright. The writer neglected their demands for a whole year until he was openly blamed for other plagiarisms from the writings of criminals under sentence of death. With this news, the woman decided to organize an association to cope with the human rights violations by Mr. Tatematsu.